

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる土地埋め立てに関する事件」（マレーシア対シンガポール）国際海洋法裁判所暫定措置命令
暫定措置命令
Hossain特任裁判官及びOxman特任裁判官の共同宣言

はしがき

以下に訳出するのは、2003年10月3日に国際海洋法裁判所（ITLOS）が指示した「ジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる土地埋め立てに関する事件」（マレーシア対シンガポール）（第12号事件）に関する暫定措置命令である¹⁾。

ジョホール海峡（Straits of Johor）は、マレーシアとシンガポールの国境を形成する海峡である。特にシンガポールが行っている、同海峡東側海口のTekong島周辺海域と西側のシンガポール本島と陸続きのTuas地区の埋め立て工事に関して、マレーシアが、シンガポールの行為が国連海洋法条約違反であるとして

1) 本資料は、国際海洋法裁判所判決・勧告的意見の全訳作業のうち、2011年深海底活動責任事件、2015年西アフリカ地域漁業委員会事件に続き、3件目に当たる。同裁判所の判決・意見の全訳作業の意義、訳出の方針などについては、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『深海底活動責任事件』2011年2月1日勧告的意見(一)」『商学討究（小樽商科大学）』66巻1号（2015年）367－370頁参照。

2003年7月4日に同条約附属書Ⅶの仲裁裁判所に提訴し、その2か月後の2003年9月5日にマレーシアがITLOSに暫定措置を要請した。本資料は、このITLOSの暫定措置命令を訳出したものである。

この事件の暫定措置命令に関して、2点ほど簡単に解説しておきたい。

国連海洋法条約は、本案が付託された裁判所と別の裁判所が暫定措置を指示する制度を設けている。通常は、国際司法裁判所（ICJ）の制度がそうであるように、本案を扱う裁判所と暫定措置を指示する裁判所は同一である。国連海洋法条約も、そのような場合を原則としている（290条1項）。しかし、海洋法条約附属書Ⅶに基づき設立される仲裁裁判所に本案が付託される場合、手続は仲裁人の選定から始まることから、裁判所の設立に時間がかかることが多い。暫定措置は、緊急性の故に必要とされるものであるから（ICJ規則74条2項・海洋法条約290条5項参照）、緊急に対応できる裁判所が存在しないとすると、この制度の意味がなくなる。そのため、海洋法条約は、このような場合、暫定措置は紛争当事国の間で別段の合意がない限り常設の裁判所であるITLOSが指示することとした（290条5項）。これは、ICJにはない制度である。ITLOSでは、この290条5項に基づく暫定措置が要請されたのは、1999年みなみまぐろ事件、2001年MOX工場事件に続き、本件のジョホール海峡埋め立て事件が3件目である。

もう1つであるが、本件暫定措置の裁判では、口頭弁論の際に両国の歩み寄りが示され、暫定措置命令はその歩み寄りを命令として具体化させた。その後、両国はこのITLOS暫定措置命令に従い互いに協力し、2005年4月に両国の間で紛争解決協定が締結された。つまり、本案の仲裁裁判所の判決を待つことなく本件紛争が解決したという珍しい事案である（2005年9月の附属書Ⅶ仲裁裁判所判決参照）。その意味で、本件暫定措置命令が実質的に紛争を解決したといえる。実際のところ、本件暫定措置命令は両国が選定した2人の特任裁判官を含む全員一致で採択されただけでなく、普通は意見が対立する立場であるはずの両特任裁判官が共同して宣言を付しており、その点でも異例の裁判であったといえよう。本資料では、参考までに、この両特任裁判官の共同宣言も訳出した。なお、両特任裁判官は、本件事件の本案を審理した附属書Ⅶ仲裁裁判所の仲裁人でも

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

あった。

最後に、この暫定措置命令文の訳出の仕方について1点付言しておきたい。国際海洋法裁判所の暫定措置命令の本文は、各項の冒頭に、“Whereas”（命令文の前半の各項）と“Considering”（後半の各項）の2語（仏文では“Considérant que”の1語のみ）が用いられており、そのため訳出する際には、正確には各項の末尾に「……であるので、」「……であることを考慮し、」の文言を付することになる。しかし、本資料では、これらの語は訳さなかった。その理由は、同じ表現が繰り返されることの煩雑さはともかく、特に、項によっては複雑な構造を持つものや理由の説明が含まれることがあり、その場合は「……であるので、」の表現がどの部分に対応するものか分かりにくくなることがあることと、命令文原文では各項の冒頭にある語が日本語の訳では末尾に置かれることになるため訳が奇妙になることがあるためである。本資料の訳出は読みやすさを優先して、これらの語を訳出しなかった²⁾。

2) なお、ICJの暫定措置命令文は、従前は“Whereas”の語（仏文では“Considérant que”の語）が同じく各項の冒頭で用いられていたが、2013年以降は、命令本文の冒頭1ヵ所に“Whereas”（“Considérant que”）の語を置き、各項にこれらの語を用いることはなくなった。結果的に、本資料はこのICJの新たな方式に沿った訳出の仕方になっている。

【翻訳】 「ジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる土地埋め立てに関する事件」 (マレーシア対シンガポール) (第12号事件) 国際海洋法裁判所暫定措置命令

ジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる土地埋め立てに
関する事件

(マレーシア対シンガポール)

暫定措置の要請

暫定措置命令

隣席者：NELSON所長；VUKAS次長；CAMINOS, MAROTTA RANGEL, YANKOV, YAMAMOTO, KOLODKIN, PARK, BAMELA ENGO, MENSAH, CHANDRASEKHARA RAO, AKL, ANDERSON, WOLFRUM, TREVES, MARSIT, NDIAYE, JESUS, XU, COT, LUCKY各裁判官；HOSSAIN, OXMAN各特任裁判官；GAUTIER書記

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議を行った結果、

海洋法に関する国際連合条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）290条並びに裁判所規程（以下「ITLOS規程」とする。）21条、25条及び27条を考慮し、

裁判所規則（以下「ITLOS規則」とする。）89条及び90条を考慮し、

マレーシアとシンガポールは海洋法条約287条に基づく書面による宣言を行っておらず、したがって両国は条約附属書Ⅶに定める仲裁手続を受け入れているものとみなされることを、考慮し、

2003年7月4日にマレーシアがシンガポールに対し提出した請求通告書（Notification and Statement of Claim）が、ジョホール海峡及びその周辺海域に

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

おけるシンガポールによる土地埋め立てに関する紛争において、海洋法条約附属書Ⅶが規定する仲裁手続を開始したことを、考慮し、

2003年7月4日に、マレーシアがシンガポールに対し、海洋法条約附属書Ⅶに基づき仲裁裁判所が構成されるまでの間の暫定措置の要請書を提出したことを、考慮し、

2003年9月5日に、マレーシアが当裁判所に対し海洋法条約290条5項に基づく暫定措置の要請書を提出したことを、考慮して、

次のとおり命令する。

1. マレーシアとシンガポールは、国連海洋法条約の締約国である。
2. 2003年9月5日に、マレーシアは、当裁判所の書記局に対し、ジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる土地埋め立てに関する紛争において海洋法条約290条5項に基づく暫定措置の要請書を提出した。
3. 裁判所書記は、この要請書の認証謄本を、同日にシンガポール法務外務大臣に、また同日に駐ドイツ・シンガポール大使宛てに、送付した。
4. 2003年9月5日に、裁判所書記は、マレーシアから、Ahmad Fuzi Haji Abdul Razakマレーシア外務省事務総長を代理人に、Kamal Ismaun駐ドイツ・マレーシア大使を共同代理人に、任命したことの通知を受けた。
5. 2003年9月6日に、裁判所書記は、シンガポールから、その代理人としてTommy Kohシンガポール外務省無任所大使を、共同代理人としてA. Selverajah駐ドイツ・シンガポール大使を、任命したことの通知を受けた。
6. 2003年9月10日に、当裁判所は、ITLOS規則90条2項に基づき弁論の開始日を2003年9月25日と定め、直ちにそのことを両当事国に通知した。
7. 当裁判所はその裁判官席に両当事国それぞれの国籍を有する裁判官を有していないため、ITLOS規程17条3項の定めるところに従って、マレーシアはKamal Hossain氏を、シンガポールはBernard H. Oxman氏を、本件裁判における特任裁判官として選定した。
8. Hossain氏の特任裁判官としての選定についてシンガポールから異議が出さ

れず、またOxman氏の特任裁判官としての選定についてマレーシアから異議が出されず、更にまた当裁判所からも異議が出されなかったため、Hossain氏とOxman氏は2003年9月24日に開かれた当裁判所の公開廷においてITLOS規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った後に、特任裁判官として本件裁判手続に関与することが認められた。

9. 2003年9月5日に裁判所書記は、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定に基づき国連事務総長に対し本件要請を通報し、また2003年9月11日付の口上書で、同書記は、ITLOS規程24条3項に基づき海洋法条約締約国に対し本件要請を通報した。

10. 2003年9月16日に、裁判所長は、両当事国の代理人と電話会議を開催し、ITLOS規則73条に基づき弁論の手続に関して両当事国の見解を確認した。

11. 2003年9月20日にシンガポールは使者を通じて裁判所書記局に反論書（Response）を提出し、同日に、その認証謄本が使者を通じてマレーシア代理人に送付された。

12. 2003年9月12日に裁判所書記がマレーシア代理人に書簡を送りすべての裁判書類を提出するよう要請したところ、2003年9月22日にマレーシアは要請された裁判書類を提出した。

13. 2003年9月23日に、マレーシアは、ITLOS規則72条に基づき、当裁判所に召喚しようとする鑑定人に関する情報を提出した。

14. 2003年9月24日に、当裁判所は、ITLOS規則68条に基づき書面手続と裁判の指揮に関して冒頭評議を行った。

15. 2003年9月24日に、両当事国は、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に従い、裁判書類を提出した。

16. 2003年9月24日及び25日に、裁判所長は、ITLOS規則45条に従い、弁論のための手続について両当事国の代理人と協議を行った。

17. ITLOS規則67条2項に従い、本件要請書並びに本件反論書及びその附属書類の写しが、口頭手続の開始日に公開された。

18. 2003年9月25日、26日及び27日に開かれた5回の公開廷において、下記の者

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

により口頭陳述が行われた。

マレーシアのために：（訳者注：陳述者の職責と氏名を省略、以下同じ）

シンガポールのために：

19. 口頭手続において、いくつかの裁判書類（地図、図表、グラフ、写真、デジタル映像及び書類の一部抜粋）が、映像画面に投影された。

20. 2003年9月25日に裁判所長と両当事国代理人の間で行われた協議に従い、同日にマレーシアKebangsaan大学のSharifah Mastura Syed Abdullah教授（地理学）がマレーシア代表団の一員として陳述を行い、また、同氏は、ITLOS規則79条(b)号に従い厳粛な宣言を行った後に、Reismanシンガポール側補佐人兼弁護人による尋問を受けた。

21. 2003年9月25日に、マレーシアが英国Cardiff大学のRoger A. Falconer教授（水管理学）を鑑定人として召喚し、同氏がITLOS規則79条(b)号に従い厳粛な宣言を行った後に、同氏に対し、Crawfordマレーシア側補佐人兼弁護人が尋問を行い、Loweシンガポール側補佐人兼弁護人が反対尋問を行い、そしてCrawford氏が再尋問を行った。

22. マレーシアは、2003年7月4日の請求通告書において、附属書Ⅶに基づき構成される仲裁裁判所（以下「附属書Ⅶ仲裁裁判所」とする。）に対し、次のことを要請している。

(1) 1995年協定のW25とE47の地点を超える海域における両国の領海の間境界を画定すること。

(2) シンガポールは、マレーシアに適当に通知せずまた十分に協議することなく土地埋め立て活動を開始し及び継続したことにより、1982年海洋法条約と一般国際法上の義務に違反した、と宣言すること。

(3) 上述の違反の結果として、シンガポールは次のことを行うよう、決定すること。

(a) マレーシアの水域の一部を形成する海域において現在シンガポールが行っている土地埋め立て活動を中止し、当該海域を工事が行われる前の状況に戻すこと。

- (b) 現在シンガポールが行っている土地埋め立て活動が環境と沿岸海域に及ぼす潜在的な影響を適当な方法で評価しその評価を公表するまでの間、当該埋め立て活動を停止すること。
 - (c) この評価手続に関して、
 - (i) 現在行われている工事と計画中の工事に関する十分な情報（特に、計画の範囲、建設方法、使用される材料の出所と種類、及び沿岸の保護と改修の設計仕様を含む）を、マレーシアに提供すること。
 - (ii) マレーシアに提供された情報を特に考慮して、マレーシアに対し、当該工事とその潜在的な影響に関して意見を示すための十分な機会を提供すること。
 - (iii) 未解決の問題についてマレーシアと交渉を行うこと。
 - (d) この影響評価とマレーシアとの協議交渉過程を考慮して、当該工事が海洋環境に及ぼす汚染の危険性若しくは影響またはその他の重大な影響（過度な沈殿、水深の変化及び沿岸の浸食を含む）を最小化または回避するため、埋め立て計画の見直しを行うこと。
 - (e) ジョホール海峡における沿岸海域と港湾施設への海上交通を制限するような橋梁その他計画中の工作物に関する情報を、適当かつ適時にマレーシアに提供すること、及び、国際法に基づく海上での通航と交通の権利が害されないよう確保するためマレーシアのすべての意見を考慮すること。
 - (f) これらの措置を講じたにも関わらずマレーシアまたはマレーシア内の人若しくは団体が埋め立て活動により悪影響を受ける場合、その被害について完全な賠償金を提供すること、また、その金額は、両当事国の間で合意がないときは、本件裁判において当裁判所が決定すること。
23. 2003年9月5日にマレーシアが当裁判所に要請し、また2003年9月27日の公開廷でマレーシア代理人が読み上げた最終申立において維持された暫定措置は、以下である。
- (a) シンガポールは、仲裁裁判所の決定がなされるまでの間、両国の間の海洋

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

境界の周辺海域またはマレーシアが自国の領海であると主張している海域（及び特にTekong島の周辺海域とTuas地区の周辺海域）で現在行われているすべての土地埋め立て活動を、停止すること。

- (b) シンガポールは、すでに提供されている情報を除き、マレーシアに対し、現在行われている工事と計画中の工事に関する十分な情報（特に、計画の範囲、建設方法、使用されている材料の出所と種類、及び沿岸の保護及び（沿岸の改修が行われる場合は）その改修に関する設計仕様に関する情報を含む）を、提供すること。
- (c) シンガポールは、マレーシアに提供された情報を特に考慮して、マレーシアに対し、当該工事とその潜在的影響に関して意見を示すための十分な機会を与えること。
- (d) シンガポールは、すべての未解決の問題についてマレーシアと交渉することに同意すること。

24. シンガポールが反論書で示し、また2003年9月27日の公開廷でシンガポール代理人が読み上げた最終申立は、以下である。

シンガポールは、国際海洋法裁判所に対し、次のことを要請する。

- (a) マレーシアの暫定措置要請を棄却すること。
- (b) マレーシアに対し、本件裁判においてシンガポールが負担した費用を支払うよう命じること。

25. 2003年7月4日に、マレーシアは、海洋法条約287条に基づき、ジョホール海峡及びその周辺海域におけるシンガポールによる土地埋め立てに関する紛争において、シンガポールに対して海洋法条約附属書VIIに基づく手続を開始した。

26. 2003年7月4日に、マレーシアは、シンガポールに対し、海洋法条約附属書VIIに基づく手続を開始する通告書を、暫定措置の要請書と合わせて送付した。

27. 海洋法条約290条5項の定める2週間の期限が経過した後の2003年9月5日に、マレーシアは、当裁判所に対し、附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの間の暫定措置の要請書を提出した。

28. マレーシアとシンガポールはいずれも、海洋法条約298条の定めるところ

に従って、同条が規定する紛争について条約第15部第2節の定める手続を受け入れないとする書面による宣言を、行っていない。

29. 海洋法条約290条5項の関連する部分は、次の内容である。

「この節の規定に従って紛争の付託される仲裁裁判所が構成されるまでの間、紛争当事者が合意する裁判所又は暫定措置に対する要請が行われた日から2週間以内に紛争当事者が合意しない場合には国際海洋法裁判所……は、構成される仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。」

30. 条約290条5項に基づく暫定措置を指示するにあたり、当裁判所は、附属書VII仲裁裁判所が一応の管轄権を有することを確認しなくてはならない。

31. マレーシアは、シンガポールとの本件紛争は、海洋法条約2条、15条、123条、192条、194条、198条、200条、204条、205条、206条、210条及びこれらに関連して300条の規定の解釈及び適用に関するものである、と主張する。

32. マレーシアは、附属書VII仲裁裁判所の管轄権の根拠として、海洋法条約288条1項を援用している。この規定は、次の内容である。

「前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する。」

33. これに対し、シンガポールは、海洋法条約283条の要件は満たされていない、なぜなら、シンガポールの見解では、交渉その他の平和的手段による本件紛争の解決について意見の交換が行われていないからである、と主張する。

34. シンガポールはまた、条約283条は当事国間で交渉を行うことが第15部の義務的紛争解決手続を利用するための前提条件とするが、そのような交渉は行われてない、と主張する。

35. 条約283条1項は、次の規定である。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う。」

36. 条約283条は「紛争が生ずる場合」に適用されるのであり、紛争が存在していることについては両当事国間で争いが無い。
37. 条約283条が義務づけていることは、「交渉その他の平和的手段による」紛争の解決について速やかに意見の交換を行うこと、のみである。
38. 「速やかに意見の交換を行う」義務は、紛争の両当事国に等しく適用される。
39. マレーシアによると、2003年7月4日に条約附属書VIIに基づく手続を開始する前に何度も、同国は、シンガポールに対し外交文書でジョホール海峡でのシンガポールの土地埋め立てについて懸念を表明しており、また、同国は、両国の上級官僚会合を緊急に開催して本件紛争を友好的に解決するため自国の懸念について話し合いを行うよう要請した、という。
40. またマレーシアによると、シンガポールは、マレーシアの請求を強く拒絶して、マレーシアが要請した上級官僚会合が有用であるといえるのはマレーシア政府が自国の主張を証明するような新たな事実や主張を提出した場合のみであると述べた、という。
41. 他方、シンガポールによると、同国はマレーシアに対しその懸念を具体的に示してくれれば直ちに交渉に入る用意があると言い続けており、マレーシアはその具体的な懸念を詳細に示す報告書と調査結果を提出すると約束しながら2003年7月4日時点でこれを行ってはいない、という。
42. シンガポールはまた、海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁手続を開始するマレーシアの2003年7月4日の請求通告書を同国が受理した後に、マレーシアとシンガポールはこの問題を友好的に解決する目的で話し合うため2003年8月13日と14日にシンガポール国内で会合を開くことに合意した、と述べる。
43. 更にまたシンガポールによると、マレーシアは、2003年8月13日と14日の交渉過程を突然打ち切り今後の対話の前提条件として埋め立て工事の即時停止を言い出した、という。
44. これに対し、マレーシアは、埋め立て工事が続行している間はこれ以上の意見交換は期待しえない、と述べる。

45. マレーシアはまた、紛争当事国の一方が合意に到達する可能性が尽きたと結論づけたときには、その国は意見交換を継続するよう義務づけられない、と述べる。
46. さて、実際のところ、両当事国は、本件紛争を解決することができず、また本件紛争を解決する手段について合意することもできなかった。
47. 当裁判所は、「紛争当事国の一方が解決の可能性が尽きたと結論づけたときには、その国は海洋法条約第15部第1節の процедуруを行うよう義務づけられない。」（みなみまぐろ事件1999年8月27日暫定措置命令60項）、「紛争当事国の一方が合意に到達する可能性が尽きたと結論づけたときには、その国は意見交換を継続するよう義務づけられない。」（MOX工場事件2001年12月3日暫定措置命令60項）、と判示している。
48. 当裁判所の見解では、本件事件の状況において、マレーシアは、自身が意見交換が前向きな結果をもたらせないと結論づけたときには、意見交換を継続するよう義務づけられない。
49. 両当事国の合意に基づき2003年8月13日と14日に両国間で話し合いが持たれたが、このことは、マレーシアが海洋法条約附属書VIIに基づき仲裁裁判を行う権利を害するものではないし、また当裁判所に本件紛争に関して暫定措置を指示するよう要請する権利を害するものでもない。
50. これらの話し合いが持たれたのは、マレーシアが2003年7月4日に附属書VII仲裁裁判所での手続を開始した後のことであり、したがって、マレーシアが話し合いを継続しないと判断したことは海洋法条約283条の適用に影響を与えるものではない。
51. 以上より、当裁判所は、283条の要件は満たされていると考える。
52. 国際司法裁判所（ICJ）が述べたように、「国連憲章においても他の国際法においても、外交交渉を尽くすことがICJに事件を付託するための前提条件であるとする一般規則は、見出せない。」（領土及び海洋境界事件（カメルーン対ナイジェリア）先決的抗弁判決（*ICJ Reports 1998*, p. 303））。
53. シンガポールによると、両国間の立場の不一致を解決するため同国からの

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

招待にマレーシアが応じて、2003年8月13日と14日にシンガポール国内で会合が行われた時から、コンセンサス方式による交渉が始まったのであり、その法的帰結として、両国は両国間の紛争の友好的解決に到達するよう努力する海洋法条約281条に基づく交渉を開始したことになる、という。

54. 海洋法条約281条は、次の規定である。

「1 この条約の解釈又は適用に関する紛争の当事者である締約国が、当該締約国が選択する平和的手段によって紛争の解決を求めることについて合意した場合には、この部に定める手続は、当該平和的手段によって解決が得られず、かつ、当該紛争の当事者間の合意が他の手続の可能性を排除していないときに限り適用される。

2 紛争当事者が期限についても合意した場合には、1の規定は、その期限の満了のときに限り適用される。」

55. マレーシアが2003年8月13日と14日の会合の招待に応じたのは、同国が海洋法条約附属書Ⅶに基づく手続をすでに開始した後のことである。

56. マレーシアとシンガポールは、この会合とその後の会合は、マレーシアが海洋法条約附属書Ⅶに基づき仲裁裁判を行う権利も当裁判所に暫定措置を要請する権利も害するものではないことについて、合意している。

57. したがって、当裁判所は、海洋法条約281条は本件事件の状況には適用されない、と考える。

58. シンガポールは、これら以外には管轄権への異議を示していない。

59. 以上の理由で、当裁判所は、附属書Ⅶ仲裁裁判所は本件紛争に対し一応の管轄権を有することを、認定する。

60. シンガポールの主張によると、マレーシアの暫定措置要請は受理できない、なぜなら、この要請は「ITLOS規則89条3項の定める『紛争当事者のそれぞれの権利の保全又は海洋環境に対して生じる重大な害の防止に関して生じうる結果を明示する』ものではなく、また、同要請は、ITLOS規則89条4項が定める『事態の緊急性』を具体的に示していない」からである、という。

61. 他方、マレーシアの主張によると、マレーシアが2003年9月5日の暫定措置

要請書において同国が暫定措置により保全を求めた権利は、海洋環境と沿岸国環境の保全に関係する権利と、海岸線への海上交通（特にジョホール海峡の東側海口からの海上交通）の権利の保全に関係する権利である、という。

62. マレーシアはまた、外交的な連絡においても二国間での協議の場においても、同国は問題としている自国の権利とその法的根拠について繰り返し明示してきた、という。

63. 当裁判所の見解では、マレーシアの暫定措置要請は、ITLOS規則89条3項及び4項の要件を満たしており、したがってこの要請は受理可能である。

64. 海洋法条約290条1項に基づき、当裁判所は、紛争当事者のそれぞれの権利を保全または海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、措置を指示することができる。

65. 条約290条5項によると、暫定措置が指示されるのは、仲裁裁判所が構成されるまでの間、当裁判所が事態の緊急性により必要と認める場合である。

66. シンガポールは、附属書VII仲裁裁判所が構成されるのは遅くとも2003年10月9日であるから、その日までの短期間について暫定措置を指示する必要はない、と主張する。

67. 海洋法条約290条5項に基づき当裁判所が暫定措置を指示する権限を有するのは附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの期間においてであるが、この290条の規定は、当裁判所が指示する措置がその期間に限定されるとは定めていない。

68. 上述の期間は事態の緊急性の評価についてあるいは指示された暫定措置が適用される期間について必ずしも決定的ではなく、また、事態の緊急性を評価するにあたっては、附属書VII仲裁裁判所がまだ「暫定措置を修正し、取り消し又は維持する」立場にない期間を考慮しなくてはならない。

69. また、当裁判所が指示する暫定措置は、上述の期間の後でも引き続き適用可能である。

70. マレーシアの主張によると、シンガポールは海洋法条約2条及び15条に反して、第20地点の周辺海域にあるTuas地区での土地埋め立て工事によりマレーシアの領海の一部海域を侵害しており、そのため、当裁判所はその地区での土

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

地理め立て工事の停止を指示するべきである、という。

71. 領海の一部海域への主張の存在は、それ自体では、海洋法条約290条5項に基づき暫定措置の指示のための十分な根拠とはならない。

72. 当裁判所の見解では、マレーシアが提出した証拠は、事態の緊急性が存在することを示しておらず、また、同国が領海の一部海域に関して主張する権利が附属書VII仲裁裁判所が事件の本案を審理するまでの間に回復不可能な侵害を受けることを示していない。

73. したがって、当裁判所は、この状況においては、Tuas地区におけるシンガポールの土地埋め立てに関しては暫定措置を指示することは適当であるとは考えない。

74. マレーシアはまた、シンガポールは国際法上の義務に違反していると主張する。マレーシアによると、これらの義務は、特に海洋法条約123条、192条、194条、198条、200条、204条、205条、206条及び210条、これらの義務に関して条約300条、そしてこれらの義務の適用と履行について国際法上すべての当事国を名宛人とする予防原則、に基づくという。

75. 他方、シンガポールは、本件の状況においては、暫定措置の指示のために予防原則を適用する余地はないと主張する。

76. 2003年9月26日の公開廷において、前述23項(b)に記したマレーシアの第2の措置の要請への反論として、シンガポールは、マレーシアが海洋法条約上の権利に基づき要請した情報はすでに提供した、この情報提供は2003年7月17日付シンガポール覚書と2003年8月21日の書簡において行った、と主張した。

77. 同じ公開廷において、前述23項(c)に記したマレーシアの第3の措置の要請への反論として、シンガポールは、埋め立て工事とその潜在的な影響に関して意見表明する十分な機会をマレーシアに提供するつもりである、Tekong島、Ubin島及びシンガポール本島を結ぶ交通方法を構築する当たり、その交通方法がマレーシアの通航権に影響を与える場合には、事前にマレーシアに通報し協議するつもりである、とはっきりと述べた。

78. 同じ公開廷において、前述23項(d)に記したマレーシアの第4の措置の要

請への反論として、シンガポールは、交渉に入る用意と意思があることをすでに表明しており、今現在もその用意と意思を変わず有していることを、宣言した。

79. 2003年9月27日の公開廷において、マレーシアは、シンガポールが弁論で前述23項(b)、(c)及び(d)に記した3つの措置に関して詳しく説明していることを認めた上で、新たに示されたこの情報を踏まえて、もし当裁判所がこれらの新情報を公式の裁判記録に記載するならこれらの確約を受け入れる用意がある、と述べた。

80. また、マレーシアは、Tekong島周辺の工事が急速に進行していると述べたが、これに対しシンガポールは、裁判所に対し、その工事を現在も過去も急速に進行させてはいないと厳粛に確約した。

81. 当裁判所は、前述76項～80項で示したシンガポールの確約を記録に留めた。

82. さて、マレーシアが前述23項(a)に記した第1の措置としてシンガポールに要請したことは、附属書VII仲裁裁判所の決定が行われるまでの間、両国の間の海洋境界の周辺の海域とマレーシアが自国の領海と主張している水域の周辺海域（特にTekong島とTuas地区の周辺海域）において現在行われているすべての土地埋め立て活動を、停止することである。

83. 2003年9月27日の公開廷において、マレーシアは、土地埋め立ての重要性を認めておりシンガポールの活動に対し拒否権を主張しているのではないと述べている。

84. しかし、同じ公開廷の場で、マレーシアは、主に懸念しているのはTekong島のD区域での埋め込み (infilling) 工事であること、また、もしシンガポールが、附属書VII仲裁裁判所の決定がなされるまでの間はD区域で埋め込みを行うことはないかと当裁判所に明確に約束するなら、またもしその約束が同様に公式の裁判記録に記載されるのなら、マレーシアの懸念は大きく軽減されるであろうこと、を強調した。

85. 前述23項(a)に記したマレーシアの第1の措置の要請への反論として、シンガポール代理人は、2003年9月27日の公開廷の場で、シンガポール政府は2003年

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

9月2日の覚書ですでに「約束」をしたとして、その約束を次のように読み上げた。

「もし、マレーシアが、[我々が提供した] 資料を検討した結果、シンガポールが何らかの点で誤りをおかしたあるいは何らかのデータを読み誤ったと考えて、特定かつ不法な悪影響を指摘してその悪影響が現在の工事の一部を停止することで回避できるものであるなら、シンガポールは、マレーシアが示す証拠を注意深く調査することとする。もしその証拠が間違いないことが証明されるなら、シンガポールは、その工事をしっかりと再検討し、必要かつ適切な措置（停止を含む）をとることを検討して、その悪影響に対処する。」

86. シンガポールは、マレーシアとシンガポールが合意した条件での独立専門家による科学的調査を両国が支援し資金を出し合うとする提案を、受け入れている。

87. シンガポール代理人は、2003年9月27日の公開廷で最終申立を述べた際に、次のように発言した。

「今朝マレーシア代理人が修正を加えたマレーシアの第1の措置の要請である、シンガポールは埋め立て工事を直ちに中止すべきという点についていうと、……シンガポールは、国際海洋法裁判所に対し、D区域に関しては共同調査が完了するまでの間D区域周辺での石張り護岸を施工するため回復不可能な行動をとらない、この共同調査は1年以内に完了させる、と申し述べたい。」

88. 当裁判所は、前述85項～87項で述べた約束を記録に留めた。

89. 更にシンガポール代理人は、次のように述べた。

「上述の合意は、マレーシアとシンガポールのいずれの国についても埋め立て工事を継続する権利に影響を与えるものではないけれども、その工事は、国際的な最良の慣行と国際法上の両国の権利義務に従って行われなくてはならない。」

90. さて、紛争当事国は紛争が解決するまでの間紛争を悪化させてはならないとする義務に鑑みると、両当事国は、救済不可能な状況を作り出さない義務を負い、かつ特に独立専門家団体が行う調査の目的を失敗させないようにする義

務を負う。

91. マレーシアとシンガポールは、ジョホール海峽とその周辺海域において、同一の海洋環境を共有している。

92. 当裁判所は、以前次のように述べたことがある。

「協力する義務は、海洋法条約第12部と一般国際法に基づく海洋環境の汚染の防止における基本原則であり、当裁判所が条約290条に基づき保全することが適当であると考える権利はそこから生じる」(2001年12月3日MOX工場事件命令82項)

93. マレーシアの主張によると、シンガポールが当該海域において大規模な埋め立て工事を開始しこれを続行しているために、マレーシア領海内の天然資源に対する同国の権利に影響を与え及びその海域内の海洋環境の一体性に対する同国の権利を侵害している、という。

94. これに対し、シンガポールの主張では、本件土地埋め立て工事はマレーシアに対し何ら重大な影響を及ぼすことはなく、周辺海域に対して悪影響を及ぼす可能性を検討するために必要な措置がすでにとられている、という。

95. さて、シンガポールは、土地埋め立て工事がマレーシアの管轄下にある水域に及ぼす影響に関する評価を、行っていない。

96. 本件の事情において、この土地埋め立て工事が海洋環境に悪影響を及ぼしている可能性を、排除することができない。

97. 当裁判所の見解では、本件事件の記録を見る限り、2003年7月4日に請求通告書が提出された時点において、両当事国の間で十分な協力があったとはいえない。

98. 最後の公開廷において両当事国の態度に変化が見られ当裁判所が記録に留めたような約束がなされたが、緊急にこれらの約束を基礎に行動して、これらの約束の履行にあたり両国の迅速かつ効果的な協力を確保しなくてはならない。

99. 土地埋め立て工事が海洋環境に影響を及ぼしている可能性があることを考えると、慎重さと注意 (prudence and caution) が要請するところに従い、マレーシアとシンガポールの両国は、情報を交換し及び土地埋め立て工事の危険

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

性または影響を評価する仕組みと、当該海域におけるこれら危険性と影響に対処する方法を考案するための仕組みを、設けなくてはならない。

100. マレーシアとシンガポールは、附属書Ⅶ仲裁裁判所が与える本案判決の履行を害するような行動をとらないことを、確保しなくてはならない。

101. ITLOS規則89条5項に基づき、当裁判所は、要請された措置とは全部または一部異なる措置を指示することができる。

102. マレーシアとシンガポールは、附属書Ⅶ仲裁裁判所に付託された紛争を悪化させまたは拡大させるような行動をとらないことを、互いに確保すべきである。

103. ITLOS規則95条1項に基づき、各当事国は、指示された暫定措置の遵守に関する報告書と情報を当裁判所に提出するよう、要請される。

104. 当裁判所の見解では、附属書Ⅶ仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、当事国が仲裁裁判所に報告書を提出することは、海洋法条約290条5項に基づく裁判手続の趣旨に合致する。

105. 本件事件において、当裁判所は、ITLOS規程34条が定める一般規則と異なる内容を指示すべき理由がないため、各当事国は各自の裁判費用を負担するものとする。

106. 以上の理由で、

当裁判所は、

1. 全員一致で、

附属書Ⅶ仲裁裁判所による決定がなされるまでの間、海洋法条約290条5項に基づき次の内容の暫定措置を指示する。

マレーシアとシンガポールは、次のことを行うために協力し、及びその協力を行うために直ちに協議を行わなければならない。

(a) 下記の権限を有する独立専門家団体を迅速に設置すること。

(i) マレーシアとシンガポールが合意する条件に基づき調査を行うこと、こ

の暫定措置命令の日から1年を越えない期間内にシンガポールの土地埋め立て工事の影響の存在を判断すること、及び、適当な場合にはこの土地埋め立て工事の悪影響に対処する措置を提案すること。

(ii) Tekong島のD区域での埋め込み工事に関する中間報告書を、可能な限り迅速に作成すること。

(b) シンガポールの土地埋め立て工事に関する情報を定期的に交換し、及び、同工事の危険性または影響を評価すること。

(c) この暫定措置命令において留意された約束を履行し、この約束の実効的な履行に合致しない行動を回避すること、及び、附属書VII仲裁裁判所に付託された問題に関する両国の立場を害することなく、Tekong島のD区域に関する一時的な措置に関して迅速な合意を得る目的で協議すること。その一時的措置には、当該区域に関して上記(a)(i)で述べた調査が完了するまでの間シンガポールが前述85項～87項で述べた約束を履行する能力をこの埋め込み作業が害することのないよう確保するために必要と考えられるような、停止または調整を含む。

2. 全員一致で、

シンガポールに対し、特に独立専門家団体の報告書を考慮した上で、マレーシアの権利に回復不可能な侵害を与えまたは海洋環境に深刻な害を与えるような方法で土地埋め立てを行わないよう、命じる。

3. 全員一致で

マレーシアとシンガポールは、当裁判所と附属書VIIの仲裁裁判所に対し、この仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、2004年1月9日までにITLOS規則95条1項が定める最初の報告書をそれぞれ提出するよう、決定する。

4. 全員一致で、

両当事国は、それぞれの裁判費用を負担することを、決定する。

本暫定措置命令は、2003年10月8日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれマレーシア政府とシンガポール政府に送付する。

(Nelson国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

Nelson所長とAnderson裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に宣言を付した。Hossain及びOxman各特任裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に共同宣言を付した。

Chandrasekhara Rao、Ndiaye、Jesus、Cot及びLucky各裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に個別意見を付した。

Hossain特任裁判官及びOxman特任裁判官の共同宣言

全員一致で採択された本件命令に我々が賛成したのは、海洋法条約が依って立つ基本原則を考えたからである。国が、自国の主権または管轄権に服する海域と天然資源を利用する権利は、広範ではあるが決して無制限ではない。この権利は、他国の権利と海洋環境の保護と保全とに妥当な考慮を払うべき義務により、制約を受ける。

海峡の幅全体が各当事国の国境線となっているような狭い海峡の中と周辺ほど、この原則の重要性が明白である場所はない。両国の最終陳述から分かった

ことは、特に、マレーシアが土地埋め立ての重要性を認めシンガポールの活動に拒否権を主張しなかったことと、シンガポールがマレーシアの懸念に応じるため本件命令で留意された特別の約束をする用意があったことである。つまり、それぞれの国が、本件の状況においてこの原則を適用しようと、誠実に努力したのである。

附属書VII仲裁裁判所の決定がなされるまでの間に当事国のそれぞれの権利を保護するため最も緊急に必要とされたのは、この点に関する両国の喫緊の懸念に対処するために、共同行動を実行に移すことである。そしてその共同行動は、両国が述べたことを信頼するとともに、両国の協力義務を履行するものでなくてはならない。ここにおいて、2つの要素がとりわけ重要となる。1つは、土地埋め立て作業が及ぼす影響に関する情報と評価という共通の基礎を設けることであって、これにより両当事国に信頼性を抱かせることができる。もう1つは、両当事国が、Telong島のD区域についての一時的措置（停止または調整を含む。）に関して迅速に合意に達する目的で協議するよう、期待されていることである。その一時的措置は、このD区域に関する共同調査が完了するまでの間にシンガポールが埋め込み作業を行うことによって同国が約束を履行できなくなることはないように、必要とされるものである。

なお、我々は附属書VII仲裁裁判所の仲裁人として任命されているが、我々が本件命令に賛成票を投じたことは、仲裁裁判所で審理するいかなる問題についても我々の結論に予断を与えるようなことはない。その問題には、本件事件の本案を審理する附属書VII仲裁裁判所の管轄権の問題や、請求の受理可能性に関する問題、本案それ自体に関する問題が含まれる。

(両特任裁判官の署名)

(2017年7月14日稿)

【資料】国際海洋法裁判所「ジョホール海峡埋め立て事件」2003年10月3日暫定措置命令

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究B（一般）「国連海洋法条約体制の包括的分析 — 条約発効20年の総括と将来への展望」（JSPS科研費15H03294）による成果の一部である。